

食品安全委員会（第658回会合）議事概要

日時：平成29年7月18日（火） 14：00～14：54

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：山添委員長代理ほか 5名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 3名、一般10名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 特定保健用食品 1品目
健やかごま油

→消費者庁から説明。

本件について、新開発食品専門調査会で審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フルベンジアミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「シアントラニリプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「フルベンジアミドの一日摂取許容量を0.017 mg/kg 体重/日、授乳中の女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.15 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「スペクチノマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.053 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 添加物専門調査会における審議結果等について

- ・ 「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」について
- ・ 「添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針」について

- ・「加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価」の考え方について
- ・「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正について

→事務局から説明。

本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。